

議案第 2 1 号

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成 2 4 年 2 月 2 0 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市市営住宅設置及び管理条例（平成 9 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「令第 6 条第 1 項各号に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。)である場合」を「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者」に改め、同項第 2 号ア中「その他の令」を「その他の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成 2 3 年政令第 4 2 4 号）第 1 条の規定による改正前の公営住宅法施行令（以下この号において「旧政令」という。）」に、「令第 6 条第 5 項第 1 号」を「旧政令第 6 条第 5 項第 1 号」に改め、同号イ及びウ中「令」を「旧政令」に改め、同条第 2 項中「前項の市長が認める」を「前項ただし書に規定する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必

議案第21号参考資料

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号 <u>(令第6条第1項各号に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。))</u>である場合にあっては、 第2号から第5号まで)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の収入が、ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合<u>その他の令第6条第4項各号に掲げる場合</u> <u>令第6条第5項第1号に規定する金額</u></p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号 <u>(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者)に</u>あっては、第2号から第5号まで)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の収入が、ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合<u>その他の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(平成23年政令第424号)第1条の規定による改正前の公営住宅法施行令(以下この号において「旧政令」という。)</u>第6条第4項各号に掲げる場合 <u>旧政令第6条</u></p>

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第6条第5項第2号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第6条第5項第3号に規定する金額

(3)～(5) 略

第5項第1号に規定する金額

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 旧政令第6条第5項第2号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 旧政令第6条第5項第3号に規定する金額

(3)～(5) 略

2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は、精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において、これを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年

	<p><u>厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</u></p> <p><u>イ 精神障害(知的障害を除く。以下この項において同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</u></p> <p><u>ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度</u></p> <p><u>(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの(以下「対象戦傷病者」という。)</u></p> <p><u>(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</u></p> <p><u>(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者</u></p>
--	--

<p>2 市長は、入居の申込みをした者が<u>前項の市長が認める者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。</u></p>	<p>(6) <u>海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p>(7) <u>ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</u></p> <p>(8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のア又はイのいずれかに該当するもの</u> <u>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</u> <u>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p>3 市長は、入居の申込みをした者が<u>前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。</u></p>
--	--

(入居者の資格の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、法第24条第1項又は被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者は、市営住宅に入居することができる者とする。

2 略

(入居者の決定等)

第9条 略

2 略

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に限り、入居させるべき市営住宅の戸数のうち別に定める戸数について前項の規定の例により入居予定者を選定し、又は前項の規定により入居予定者を選定し、若しくは次条第1項の規定により入居補欠者を定めるに当たり優先的な措置を講ずることができる。

(1)～(3) 略

(4) 次のいずれかに該当する者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度

(入居者の資格の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、法第24条第1項又は被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者（前条第1項第4号及び第5号に該当する者に限る。）は、市営住宅に入居することができる者とする。

2 略

(入居者の決定等)

第9条 略

2 略

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に限り、入居させるべき市営住宅の戸数のうち別に定める戸数について前項の規定の例により入居予定者を選定し、又は前項の規定により入居予定者を選定し、若しくは次条第1項の規定により入居補欠者を定めるに当たり優先的な措置を講ずることができる。

(1)～(3) 略

(4) 次のいずれかに該当する者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度

<p>が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのもの</p> <p><u>イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症のもの</u></p> <p>ウ 精神障害者(知的障害者を除く。)でその障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級であるもの</p> <p>エ 略</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>4・5 略</p>	<p>が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのもの</p> <p><u>イ 対象戦傷病者</u></p> <p>ウ 精神障害者(知的障害者を除く。)でその障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級であるもの</p> <p>エ 略</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>4・5 略</p>
--	--

要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は、精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において、これを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める程度であるもの
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害（知的障害を除く。以下この項において同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの（以下「対象戦傷病者」という。）
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

第7条第1項中「みなされる者」の次に「（前条第1項第4号及び第5号に該当する者に限る。）」を加える。

第9条第3項第4号ア中「（昭和25年厚生省令第15号）」を削り、同号イを次のように改める。

イ 対象戦傷病者

第9条第3項第4号ウ中「（昭和25年政令第155号）」を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。